

議案第8号

高根沢町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（改正後の第2条第1項及び第2項）

- ① 現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とします。
- ② 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該1のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとします。この場合において、質の担保の観点から、当該1のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととします。

(2) その他（改正後の第2条第3項）

地域包括支援センター運営協議会の引用規定を介護保険施行規則「第140条の66第1号ロ(2)」から「第140条の66第1号イ」に改めます。

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成26年高根沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の数（<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の数、原則として次のとおりとする。</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他こ</p>

れに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認めた場合は、一の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会（施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認めた場合は、一の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。